

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年9月3日(金)午後1時00分から午後1時58分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 武井 典夫
会長職務代理者	2番 三澤 省三
委員	3番 松澤 覚一
	4番 山崎 今朝利
	5番 野澤 宏
	7番 尾坂 壽夫
	8番 根橋 建太郎
	9番 山内 良春
	10番 赤羽 則子
	12番 上島 明德
	13番 下田 節子
	14番 勝野 次郎
	15番 小野 一喜
	16番 赤羽 武直

4. 欠席委員

6番 赤沼 君人
11番 小澤 高佳

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定による許可申請について

報告事項 (1) 専決事項について

8月許可決定の5条3件については長野県農業会議から8月17日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した

その他

- 農業委員の選出について
- 耕作放棄地全体調査(利用状況調査)について
- ひまわり・大豆の今後の予定について
- 非農地証明事務取扱要領について
- 次回委員会開催日

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 中村良治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

< 武井会長 >

皆さんこんにちは。9月に入りまして日中は大変まだ残暑があるわけでございます。朝晩については大変涼しくなって私もちよっと風邪っぽい様な気がしておる昨今でございます。皆様におかれましては農業委員として今年一年という風なことで今年度初めにご挨拶させていただいたわけでございます。その中で、あと半年という風なことになったわけでございます。そういう風な中で辰野町といたしましては農業委員会が率先をしまして遊休農地または耕作放棄地についての2箇所、大豆とひまわりについて行ってきておるわけでございます。これは今日の交流会の中でまた事務局のほうから説明があるかと思いますが、今年としましても上伊那の会長会議に行きましても、こういう農業委員が一つの気持ちで作業ができるというのは他の市町村にはない特色でございます。どうかこの気持ちをあと6ヶ月、来年の3月までございますが、ひとつ全員の協力によってこれから全うできますようよろしくお願ひしたいと、こんな風に思っておる訳でございます。特にここでひまわりの収穫というようなことをしなければならぬというようなことで、全員の協力がなければ5.5tの収穫は一日では無理だと感じておるわけでございます。大変153号線をとおる皆さんからも好評を受けております。また、有賀峠を越える方達からもやはり平出の地区の方がひまわりを作っていたいでそして辰野町のひまわりというものに対する認識というのが3年目そして平出は2年目というようなことで大変評判が良くなってきております。この収穫がここであるということで、ぜひ全員の方のご協力をお願ひしたいと、このようなことができますことがやはり町の事務局の職員の方にも大変自分の仕事以外にもこれらをやっていたいでおるということで感謝を申し上げて今日の開会にあたりましてご挨拶にさせていただきたいとこんな風に思いますが、ひまわりの収穫には全員の方が時間を割いていただいでご出席をしていただくようよろしくお願ひをしたいと思ひます。

それでは総会に入りたいと思ひます。3番の議事録の署名人でございますが、本日赤沼委員が欠席をしておりますので、7番の尾坂委員と8番の根橋委員にお願ひしたいと思ひます、よろしくお願ひします。

それでは4番の議事に入りたいと思ひます。第1号議案の農地法の規定に基づく許可について、3条が1件、5条3件が3件あります。一つよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは3条1件について事務局から説明をお願ひします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字辰野...番地のAさん、Bさん所有の、大字辰野字北畑...番地、地目は畑、面積287㎡と、大字辰野字山ノ尾...番地、地目が田、面積122㎡を、大字辰野...番地にお住まいのCさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は41aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、赤羽委員と武井会長から意見書をいただいております。

<武井会長>

はいそれでは赤羽委員より詳細について説明をお願いいたします。

<16番赤羽委員>

16番赤羽です。この件については、距離がかなり離れたところにありまして8月10日に武井会長と譲受人のCさん立会のもと現地確認を行いました。(図面により場所説明)ここについては去年地積調査の一筆調査をやっております、問題ないわけですが、たまたま確認の時に北側の境界の杭が見つからなかったんで、譲渡人のAさんに確認をして明確にする必要がありました。この件についてはその後確認をしまして境界の問題はないと、きちんと杭が打たれていることを確認しております。またここはDの大木の日影になるようなところございまして、若干日当たりが悪いところですが、それでもその日当たりの悪さをうまく使ってなめたけだったりヒラタケですか、キノコの栽培だとか花木の栽培を計画しているということでもあります。(他1筆について図面により場所の説明)この土地については片方が天竜川の護岸道路であります、あと北側東側については譲受人の現在所有地です。天竜川の下流側の道路の土地はちょっと一段低くなっている訳ですが、そこのとこととの境界もきちんと杭が打たれていてはっきりしていると、ここのとこは購入した後、田んぼをつくる予定である、水田にする予定だそうですが、その天竜川の下流側の方の土地の方と水田にしたときの漏水についての問題も話をしております、その点も問題はないと判断しました。この2点についていずれにしても現在遊休地でありますけれども、この遊休地を、いろいろ栽培、きのこ栽培したりあるいは水稻を栽培するという事で遊休地の解消という面では歓迎すべき案件だと考えており特に問題はないと判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

<武井会長>

この件についてただ今赤羽委員の方から詳細について説明があったわけでございます。Dの大木の陰になるというようなことで現在私共が確認に行きましたところ、本当に日影になる土地で、昔ならば畑としてできたところだと思います。現在はこの譲受人のCさんの方で日影を利用してきのこ栽培をしたいというようなことでこの土地を求めているということで確認をしたり説明を聞いたわけでございます。こちらにつきまして何かご質問ございますでしょうか。(「なし」の声)よろしいですか。はい、それでは許可することにいたします。こちらは今度し尿処理場のところの道路を入っていったところでございます。Cさんのうちからは大変遠くなるわけでございますが、この地積も辰野の住民の農地が多くあります。その中で赤羽委員から説明がありましたように、Cさんは田んぼとして使用していきたいということで、現在のここにありますすぐ上の農地は田んぼとして、動物が入ってこないためにネットだとかそういうものをはって栽培をしておるわけですが、譲受人のCさんはいわゆる動物など入ってこないようにここも田んぼとして使うにはネットを張らなければいけないというように話しておりまして、赤羽委員が説明をしたように遊休農地でこれも田んぼとしてつくっていただけるならば、担当地区の委員としては幸いだというご意見がございました。この件につきましていかがでしょうか。(「異議なし」の声)よろしいですか、はい、この件につきましても許可することにいたします。それでは5条の方に入りたいと思います。事務局の方から説明をお願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字大新田...番地、地目は登記現況とも田、面積211㎡を、大字伊那富...にお住まいのBさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在家族と県営住宅に住んでおりますが子供も成長し手狭となったため、持ち家を新築したい計画でございます。申請地は準工業地域の用途地域にあたりますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは上島委員より詳細について説明を求めます。

<12番上島委員>

12番上島です。それでは説明をいたします。8月9日に武井会長と私とC建設の社長と現地を見ました。(図面により場所の説明)先程事務局の方方説明がありましたよ

うに、取得者はブラジルの人らしくて日本に永住するようでございます。47歳、会社員で現在県営住宅に住んでおります。地主のAさんは新町の方で一人暮らしですが娘さんが近くにいると。地目は田んぼですが現状は畑になっておりまして自家用野菜を栽培しております。この土地は地積調査も四隅に境界の杭が打ってありました。畑の前面に4メートルの町道がありましてそれに上下水道が埋設されております。以上、問題ないと判断いたしました。ご審議の程お願いいたします。

<武井会長>

ただ今上島委員から説明がありましたように、私もこの件について確認に行きました。現在そこは地積調査がすんでおりまして、堺それから、ただここには用水路があるわけでございますがその件につきましても、この道路の方の側でございますのではっきりしております。それから建設会社が、住宅を建てるという建設会社も一応立会にきまして、建設会社も一応その用地の確認、それから本人からの施工依頼というようなことで今上島委員から説明がありましたようにブラジルの出身の方で日本へ帰化しまして十四年位になるんですかね、そんな風な状況の人で、一応生活の方も安定しているので建設会社も工事を請けて進めていきたいとそんなような話でございます。地主さんとの話もしっかり話ができておるということを確認しております。この件につきまして何かご質問ございますでしょうか。(「なし」の声)それでは異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することにいたします。それでは5条の2番について事務局からお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字荻原...番地、地目は登記現況とも田、面積348㎡を、大字伊那富...にお住まいのBさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在家族とアパートに住んでおりますが子供も成長してきたため、土地を購入し持ち家を新築したい計画でございます。申請地はJR飯田線羽場駅の周囲概ね500メートル以内でありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(2)の積極的2種農地と指定されますが、集落接続でやむを得ないと判断いたします。この件につきましては、野澤委員、尾坂委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは5番の野澤委員より詳細説明をお願いいたします。

<5番野澤委員>

野澤です。この場所は前に、この地図見ていただければわかりますが1枚の田んぼでして、2筆に分けて住宅の転用ということで申請がでて許可が出たところで今回の申

請が出たところでございます。8月12日に現地を尾坂さんと見たわけですが、前とは全然変わってなくて、前は真ん中の標柱が測量だけだったんですが今回はしっかりと大きな杭がたたっております。道路も3メートルありまして町道があります。それから水道下水道についても道を挟んだアパートがあります、そこまできてますので問題ないと思います。以上、問題ないと思いますので審議をお願いします。

<武井会長>

この件につきまして、詳細説明があったわけでございます。北大出の一等地のところでございます。説明があったことについて何かご質問ございますでしょうか。(「なし」の声)なしということでこの件につきまして許可することにいたします。それでは3番について説明をしてください。

<足助事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富...番地のAさんが所有いたします、大字伊那富字柿...地、地目は畑、面積446㎡を、中央...のBさんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。借人は現在家族でアパートに居住しておりますが、手狭となったため、妻の父が所有する申請地を使用貸借し住宅を新築する計画でございます。申請地は水管・下水管の埋設された道路沿道で概ね500メートル以内に2以上の公共公益的施設、辰野南小学校、北大出ふれあいセンターがありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。あわせて、事業計画変更申請が出ていますので申し添えます。この件につきましては、野澤委員、尾坂委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは5番の野澤委員より詳細について説明をお願いします。

<5番野澤委員>

野澤です。8月10日に尾坂委員と現地を見ました。この土地は昭和56年に農転の許可が下りておりましてそのままになっていたところです。Aさんが住宅を建てるということで申請をしたようでございます。それで今回は娘さんの家族の、夫であるBさんが土地を借りて住宅を建てて住むということでございます。北大出のCに非常にちかいところでございまして、ずっと野菜もいづらか作ってあったり土地の管理はしていたようですが、長年そのままになっておったところでございます。境界もしっかりしております、土地の南側の道路は2.3メートル、近くに水道下水道もきておりまして、何ら問題ないと判断いたしました。よろしくご審議お願いいたします。

<武井会長>

ただ今野澤委員より説明がありましたが、この件につきまして何かご質問等ございましたらお願いいたします。「なし」の声よろしいですかね。それではこれにつきまして許可することにいたします。以上、5条3件についてありがとうございました。それでは報告事項について事務局からお願いいたします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、8月許可決定の5条3件につきましては、長野県農業会議から8月17日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。報告事項につきましては以上です。

<武井会長>

はい、ただ今事務局の方から報告事項について説明があったわけですがよろしいですか。それでは5番のその他に入りたいと思います。事務局の方からお願いいたします。

その他

○農業委員の選出について(中村事務局長)

後任の人選について、区長を通じ4月区長会議でもお願いしてある。できれば選挙をしなくて各地区からの公選の立候補、4名の方の推薦でできれば。持ち回りでのところもあるので前任、現在の委員さんと相談しながら早めの選定を。年をあけてバタバタすることのないように。

○耕作放棄地全体調査について(足助事務局次長)

毎年行っている調査。協力員報告書の提出9月18日までに。説明会9月25日午後1時半～第6会議室、予定を。

○ひまわり・大豆の今後の予定について(小野委員・上島委員)

9月7日(金)ひまわり収穫 大豆は防除をする

○非農地証明事務取扱要領について

○次回委員会開催日 10月5日(金)午後1時30分から役場第6会議室

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証
するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印